

奥州市再犯防止推進計画

(令和5年度～令和9年度)



令和6年1月

奥州市

目 次

第1	計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	計画策定の背景	
2	計画の位置付け	
3	計画の期間	
4	再犯防止施策の対象者	
第2	計画の目的及び基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1	目的	
2	基本方針	
第3	重点課題及び具体的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1	重点課題	
①	就労・住居の確保等	
②	保健医療・福祉サービスの利用の促進	
③	学校等と連携した修学支援の実施	
④	民間協力者の活動の促進等	
⑤	地域における包摂の推進	
⑥	再犯防止に向けた基盤の整備等	
2	具体的な市の施策	
①	就労・住居の確保等のための取組	
②	保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	
③	学校等と連携した修学支援の実施のための取組	
④	民間協力者の活動の促進等のための取組	
⑤	地域における包摂の推進のための取組	
⑥	再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組	
第4	推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	再犯防止を取り巻く状況を踏まえた参考指標・・・・・・・・	15
【資料編】		
	再犯の防止等の推進に関する法律・・・・・・・・	16
	奥州市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・	20
	奥州市再犯防止推進計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・	22
	奥州市再犯防止推進計画策定ワーキングチーム員名簿・・	23
	用語解説・・・・・・・・	24

第 1 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

犯罪統計データによると、近年、全国的に刑法犯の検挙人数は大きく減少しているものの、そこに占める再犯者の割合は一貫して増加しています。総数に占める初犯者と再犯者の割合をみると、再犯者が半数以上を占めており、奥州警察署管内でも同様の状況です。この背景には、薬物違反者、罪を犯した高齢者や障がい者、非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）が地域社会の狭間にあって、必要なケアを受けられないまま再犯に至るケースがあると考えられます。

このような情勢の下、平成28年（2016年）に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、国が再犯防止推進計画を策定し、岩手県においても令和3年3月に『岩手県再犯防止推進計画』を策定したほか、県内市町村においてもそれぞれの地域の実情に応じた市町村単位の計画の策定が進められています。

また、平成29年（2017年）には、社会福祉法が改正（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）され、地域福祉推進の理念が規定されています。

この背景には、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が地域で暮らしていく上での諸問題が様々な分野にわたって絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」していることが挙げられます。

地域共生社会の実現に向けては、市町村に包括的な支援体制づくりが求められ、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていくために、新たな被害者を生まない地域づくり、誰一人取り残さない計画（方針）の策定が必要となります。

2 計画の位置付け

「共に支え合う健康で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とする奥州市地域福祉計画を上位計画として、再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定します。

各種計画の策定状況

計画名	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	9
奥州市総合計画											
	前期					後期					
奥州市地域福祉計画											
	第2期				第3期						
奥州市再犯防止推進計画											
							第1期				

再犯防止推進計画 (国)											
		第1次					第2次				
岩手県再犯防止推進計画											
					第1次						

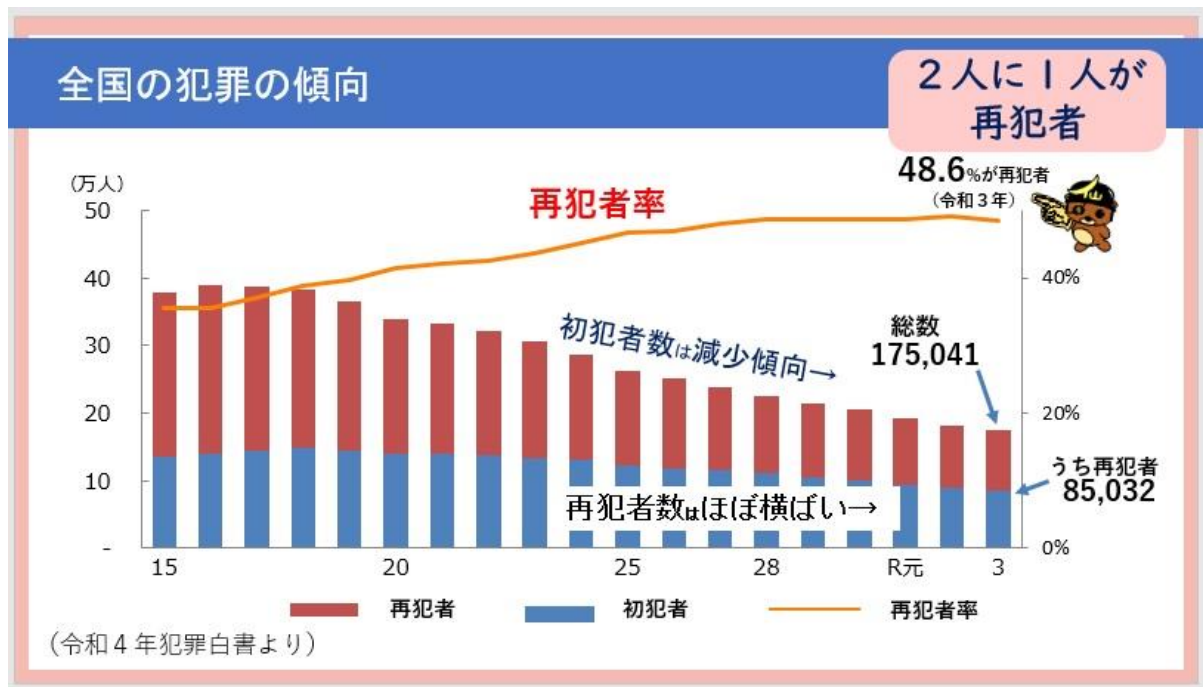
3 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度とし、令和9年度までの5年間とします。

4 再犯防止施策の対象者

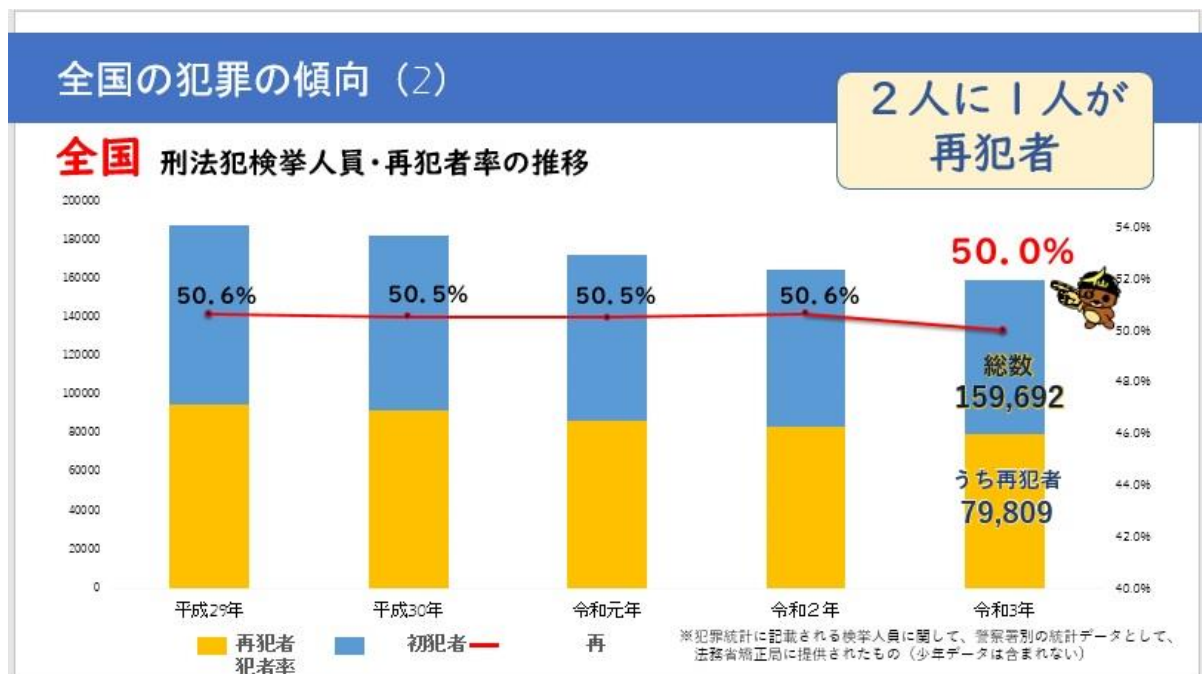
犯罪をした者、非行少年若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）とします。

全国刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



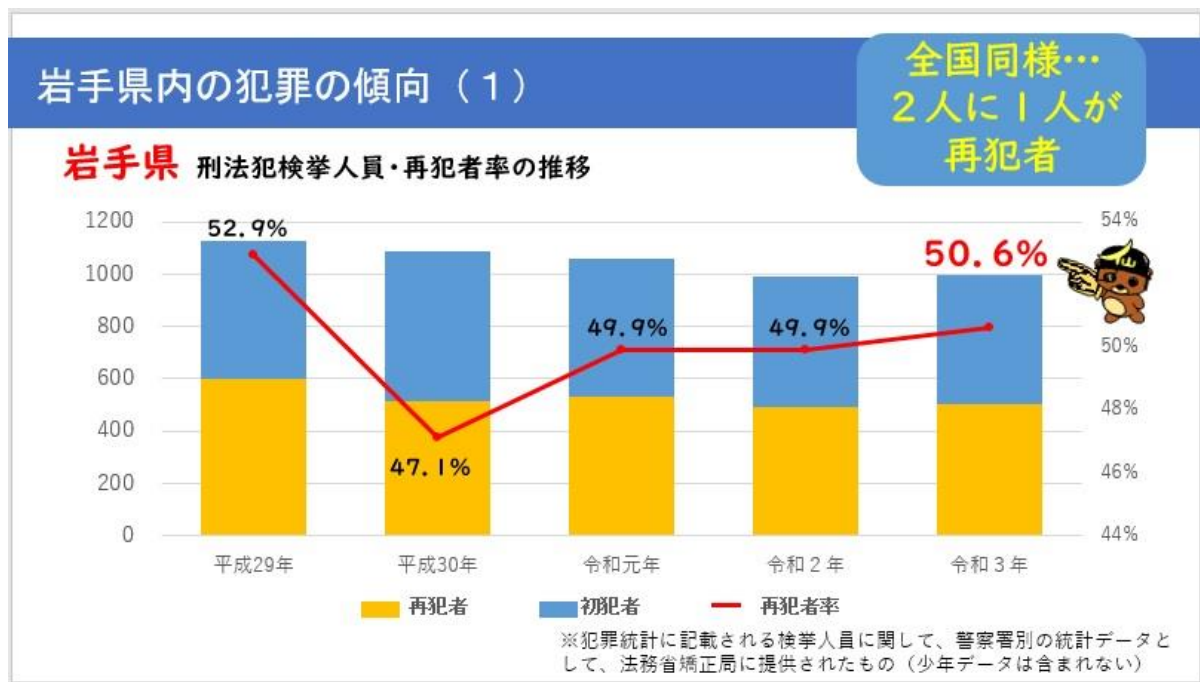
(出典：法務省)

岩手県刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



(出典：法務省)

岩手県内警察署別 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



（出典：法務省）

- ・奥州市内の再犯者率（＝再犯者数／刑法犯検挙者数）は54.1%と岩手県全体の平均50.6%を上回っている状況です。

第2 計画の目的及び基本方針

1 目的

この計画は、法の趣旨を踏まえ、犯罪をした者等が地域生活を送るうえで抱える就労・住居の確保等の困りごとを、市が提供するサービスのみならず、国、県、民間団体、市民と連携し解決することで、新たな犯罪を抑制し、地域社会の一員として共に支えあい、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目的として策定するものであります。

2 基本方針

犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、次の方針に基づき取り組みます。

- (1) 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となれるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、国や県、民間団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。
- (2) 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。
- (3) 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとします。
- (4) 市民にとって再犯の防止等に関する施策が身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を分かりやすく広報等を行うことにより、広く市民の関心と理解が得られるものとします。

(5) S D G sの観点

S D G s（持続可能な開発目標）は、2015年に国連の全加盟国が合意した世界共通の目標で、2016年から2030年までの15年間に、国際社会が取り組む17の目標が掲げられています。本計画の基本方針である「犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにする」ための取組は、S D G sの17の目標（ゴール）のうち、「16 平和と公正をすべての人に」など、8つのゴールに関連します。本計画の推進は、これらの課題解決につながっていきますので、国の動向等を見ながら、国の再犯防止推進計画を勘案し、再犯防止に関する福祉施策に取り組んでまいります。また、市でもS D G sに資する取組を、市民とともに身近なものとして取り組めるよう、市の特徴などを取り入れた「奥州市版S D G s」を令和3年11月に作成していることから、本計画ではS D G sのアイコンとともに関連する「奥州市版S D G s」のアイコンも表示しています。



第3 重点課題及び具体的な施策

1 重点課題

基本方針を踏まえ、市は、以下の重点課題に取り組みます。

① 就労・住居の確保等

保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどの課題があるため、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得を充実させる必要があります。

また、適当な定住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから、適切な定住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえます。そのため、「国は、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討するよう地方公共団体へ要請する」とされており、保証人を設定するなどの困難要件の緩和の実現を目指しながら、地域社会での定住先の確保を円滑に進める必要があります。

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

高齢者の2年以内再入率（刑事施設を出所した者が2年以内に再入所した割合）は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の連携を図る必要があることなどの課題もあり、これらの課題に対応した取組を進める必要があります。

また、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とはいえない状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移しています。また、大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しているなど課題もあります。これらの課題に対応するため、薬物等の依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材の充実を図っていく必要があります。

ます。

③ 学校等と連携した修学支援の実施等

我が国の高等学校への進学率は、98.8パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあります。その一方で、入所受刑者の33.8パーセントは高等学校に進学しておらず、23.8パーセントは高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4パーセントは中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9パーセントは高等学校を中退している状況にあります。社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い実情にあることに鑑み、少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携していく必要があります。また、非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を行う必要があります。

④ 民間協力者の活動の促進等

犯罪をした者達の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在であります。こうした民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、民間協力者の活動を促進していくことはもとより、民間協力者の意義・役割等について広報・啓発に努め、功績が顕著な者を表彰し、その活動や意義が市民に広がるよう周知に取り組みます。

⑤ 地域による包摂の推進

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等のうち、これらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、適切にサービスを提供するよう努めます。

⑥ 再犯防止に向けた基盤の整備等

再犯の防止等に関する施策を効果的かつ迅速に実施するためには、その基盤となる人的・物的体制の整備、施策の実施状況や効果の検証による施策の不断の見直し、効果的な広報・啓発活動の実施等が必要です。また、再犯の防止等の関係機関における体制の

整備、施策の効果検証やその結果に基づく施策の見直し、再犯の防止等に関わる人材の育成や官民の関係者・関係機関の相互理解などの取組を進める必要があります。

2 具体的な施策

① 就労・住居の確保等のための取組

<就労の確保>

- ・ 犯罪をした者に対し、ハローワークと連携した職業紹介、履歴書作成や面接指導等の就労支援、登録企業への訪問・工場見学へ同行支援を行います。【市企業振興課・水沢公共職業安定所】
 - ・ ジョブカフェ奥州、ハローワーク水沢、くらし・安心応援室、岩手県福祉人材センター、県南局内職相談の連携により、犯罪をした者への就労・生活相談のワンストップサービスを行います。【市企業振興課・水沢公共職業安定所・奥州市社会福祉協議会・岩手県社会福祉協議会】
 - ・ 就労支援相談員が、犯罪をした者一人ひとりの状況に寄り添い、社会生活に関する自立支援や就労体験の実施、就労に向けた知識・技術の習得など、自立までの一貫した支援を実施します。【市福祉課・奥州市社会福祉協議会】
 - ・ 通常の企業や事業所に勤めることが困難な、犯罪をした障がい者に、生産活動その他活動の機会を提供するとともに就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行い、自立に向けた支援を行います。【市福祉課】
- ※雇用契約を結んでサービスを提供する就労継続支援A型事業所と雇用契約を結ばずサービス提供するB型事業所があります。
- ・ 盛岡保護観察所や奥州地区保護司会等の関係機関・団体との連携も図りながら要支援者の把握に努め、生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業等をはじめとした各種支援につなぎます。【市福祉課】
 - ・ 盛岡保護観察所と協力し、協力雇用主を取り巻く環境や就労実態について調査し、関係機関と連携して環境整備に努めます。【市福祉課】

<住居の確保>

- ・ 犯罪をした者のうち住宅に困窮している方で、法令に定める入居収入基準や住宅困窮要件に該当する方に対し、市営住宅を提供します。【市都市計画課】
- ・ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住宅確保要配慮者

円滑入居賃貸住宅や、住宅確保要配慮者居宅支援法人等の情報提供に努めます。【市都市計画課】

- ・ 犯罪をした者が、離職や廃業により経済的に困窮し、住居を喪失又は住居喪失のおそれのある場合の申請に対し、求職活動要件等の審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を最大9か月間支給します。【市福祉課】

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

＜高齢者又は障がい者等への支援＞

- ・ 高齢者である犯罪をした者等が、希望と能力に応じた生産又は創造的活動に参加することによって生きがいを求め、知識と経験を活かし、健康で豊かな生活にすることを目的とした事業を行います。（老人生きがい対策事業）【市長寿社会課】
- ・ 高齢者である犯罪をした者等のうち、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な場合、養護老人ホームへの入所相談や入所措置を行います。（老人施設入所措置）【市長寿社会課】
- ・ 地域毎に設置された地域包括支援センターにおいて、高齢者である犯罪をした者等の、介護、福祉、医療、介護予防等に関する総合相談を行い、必要な支援や関係機関、制度利用につなげ、安心して暮らせるよう支援します。（総合相談事業）【市地域包括支援センター】
- ・ 高齢者である犯罪をした者等が在宅での生活が難しい場合、住み慣れた地域で暮らしていけるよう介護施設などの情報提供を行います。（奥州市医療・介護資源情報提供サービス事業）【市地域包括支援センター】
- ・ 高齢者又は障がいのある者等である犯罪をした者等であって、自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。（日常生活自立支援事業）【市福祉課】
- ・ 犯罪をした者等が生活に困窮して必要な医療サービスが受けられない場合、生活保護制度の活用を支援し、必要に応じて医療扶助認定を行います。【市福祉課】
- ・ 地域で暮らしていく上での諸問題が様々な分野に渡って絡み合って「複雑化」している昨今において、行政サービスの提供を必要とする犯罪をした者等が、重層的支援体制整備事業における相談支援や支援会議の活用が可能であることを周知していきます。【市福祉課】

＜薬物等依存者への支援＞

- ・アルコール、薬物の乱用は法律で制限されており、治療や支援が必要な場合もあるという理解が広がるよう、広報・啓発活動を実施します。【市健康増進課】
- ・アルコール依存症の方（又は家族）の相談を受け付け、関係機関を交えながら支援します。【市健康増進課】
- ・依存症対策として、岩手県精神保健センターと連携して本人・家族へのバックアップ体制を整えるとともに、国立精神医療センターの専門知識習得プログラムを活用し依存症の理解を深めながら効果的な対策に努めます。【市健康増進課】

③ 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

＜非行の未然防止＞

- ・市内小・中学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、支援相談員を配置し、児童生徒のカウンセリングや教職員へのアドバイス等を行い、不登校やいじめ問題等への対応を行います。【市学校教育課】
- ・奥州市いじめ問題・不登校等対策実行委員会を実施し、奥州警察署や一関児童相談所、福祉部局等と連携し、情報の共有を図り、不登校や問題を抱える児童生徒が在籍する学校への支援・援助を行う体制を整えます。【市学校教育課】
- ・生徒指導研究推進協議会を組織し、奥州市の児童生徒の健全な育成のため、小学校・中学校及び高等学校の各生徒指導連絡組織を中核に関係機関及び地域社会の組織等と連携し、充実を図ります。【市学校教育課】
- ・要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携を活用し、社会とのつながりが持てるような相談支援を実施します。【市こども家庭課】
- ・地域や周りの人とのつながりが持てるよう、気軽に集まれる子どもの居場所づくりを実施します。【市こども家庭課】
- ・心身の発達について個別相談を行い、様々な関係機関と連携して支援を実施します。【市こども家庭課】

＜学校等と連携した立ち直り支援＞

- ・奥州市教育委員会「フロンティア奥州」を開設し、学校復帰を踏まえつつ、不登校児童・生徒一人一人の願いや思いを尊重しながら、将来の社会的な自立を目指すことを目的とし、学校等と連携した立ち直り支援を行います。【市学校教育課】

④ 民間協力者の活動の促進等のための取組

＜民間ボランティアの活動支援＞

- ・地域の安全・安心における保護司・法曹関係者等の意義・役割等について、地域住民の理解が促進されるよう広報・啓発に努めます。【市福祉課】
- ・更生保護活動を広く発信することで、再犯防止の重要性及び更生保護活動に対する理解の醸成を図ります。【市福祉課】
- ・奥州地区保護司会、江刺地区・胆沢地区更生保護女性の会、胆江地区更生保護協力事業主連絡協議会、奥州市防犯協会等の民間協力者との連携を密にしながら、防犯活動への協力を行います。【市福祉課】

＜民間協力者に対する表彰＞

- ・更生保護事業及び社会を明るくする運動に貢献した保護司や団体のほか、青少年健全育成への功績が顕著である団体等を表彰し、その活動や意義が市民に広がるよう周知に取り組みます。【市福祉課】

⑤ 地域における包摂の推進のための取組

＜適切な行政サービスの提供＞

- ・民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って、生活困窮者や高齢者、ひとり親家庭、障がい者、生活に困っている人などの相談を受け、支援を行ったり、必要な行政サービスにつなぐ役割を果たしていきます。【市福祉課】
- ・地域で暮らしていく上での諸問題が様々な分野に渡って絡み合って「複雑化」している昨今において、行政サービスの提供を必要とする犯罪をした者等が、重層的支援体制整備事業における相談支援や支援会議の活用が可能であることを周知していきます。【市福祉課】（再掲）

＜再犯防止推進のための関係機関の連携＞

- ・警察や防犯協会などの関係機関・団体が相互に協力連携して安全・安心なまちづくりに向けた啓発活動を推進することにより、被害を防止し、犯罪の起きにくい社会づくりを推進します。【市生活環境課】

⑥ 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

＜再犯防止施策の効果検証＞

- ・計画策定から３年経過時点における中間評価を行い、必要な見直しを行うとともに、計画期間終了時には、計画期間全体を通じた施策の進捗状況の評価を行い、次期計画に反映することで、計画の着実な推進を図ります。【市福祉課】

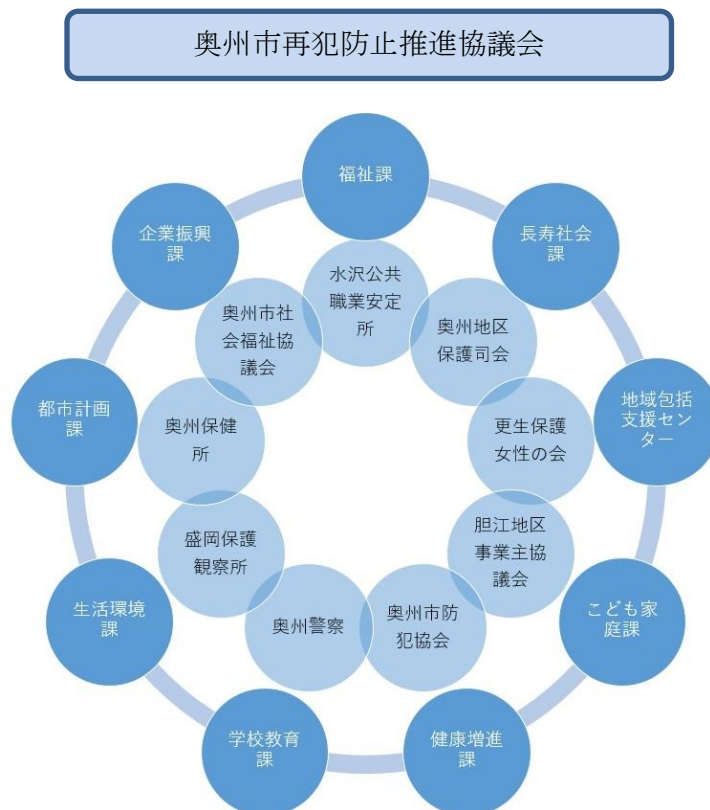
＜再犯防止に関する広報・啓発活動の推進＞

- ・再犯の防止等の推進に関する法律では、７月を「再犯防止啓発月間」に位置付けており、「社会を明るくする運動」と併せて、広く市民に周知していきます。【市福祉課】
- ・市のホームページや広報紙において、保護司、更生保護女性の会、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動を紹介し、市民の理解促進を図ります。【市福祉課】
- ・奥州市再犯防止推進協議会を始めとする再犯防止に係る市の取組について、（仮）奥州市再犯防止推進協議会通信（広報紙）を定期発行し、奥州市民のほか、国、県、更生保護協力団体への周知を行います。【市福祉課】

第4 推進体制について

本計画を着実に推進するため、国や県、司法等の関係機関に加え、社会福祉団体や民間協力団体による奥州市再犯防止推進協議会を設置します。

再犯防止推進体制イメージ



再犯防止を取り巻く状況を踏まえた参考指標を設定し、計画の進捗管理を行うとともに、重点課題の解決に向けた取組を検討してまいります。

再犯防止を取り巻く状況を踏まえた参考指標

	指標	現在値 (R5)	想定値 (R9)
1	奥州市内の保護司の数 (資料提供元：奥州地区保護司会)	53人	53人
2	保護観察所に登録された奥州市内の協力事業主 (資料提供元：盛岡保護観察所)	44事業主	46事業主
3	奥州市内の更生保護女性の会の会員 (資料提供元：江刺更生保護女性の会、胆沢更生保護女性の会)	175人 (江125人 胆50人)	185人 (江130人 胆55人)
4	奥州警察署管内における再犯者率 (資料提供元：仙台矯正局)	54.1%	53.5%
5	相談機関（奥州市福祉課保護係、地域包括支援センター、くらし安心応援室、基幹相談支援センター）に相談のあった犯罪をした者等の数 (資料提供元：奥州市福祉部福祉課)	22人	44人
6	犯罪をした者等への支援件数 (資料提供元：水沢公共職業安定所)	0件	3件
7	犯罪をした者等を対象とした求人を提出している事業主数 (資料提供元：水沢公共職業安定所)	1事業主	3事業主

【 資 料 編 】

- 1 再犯の防止等の推進に関する法律
- 2 奥州市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱
- 3 奥州市再犯防止推進計画策定委員会委員名簿
- 4 奥州市再犯防止推進計画策定ワーキングチーム員名簿
- 5 用語解説

再犯の防止等の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十四日)

(法律第百四号)

第百九十二回臨時国会

第三次安倍内閣

改正 令和四年五月二五日法律第五二号

再犯の防止等の推進に関する法律をここに公布する。

再犯の防止等の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策

第一節 国の施策（第十一条—第二十三条）

第二節 地方公共団体の施策（第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようになることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を

有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

（社会内における適切な指導及び支援）

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進及び表彰）

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

（民間の団体等に対する援助）

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○奥州市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

令和5年6月1日

告示第193号

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画（以下「計画」という。）を円滑に策定するため、奥州市再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、再犯の防止等の推進に関し委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員会に委員長1人を置き、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる機関又は団体に所属する者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 盛岡保護観察所
 - (2) 奥州地区保護司会
 - (3) 江刺地区更生保護女性の会
 - (4) 胆沢地区更生保護女性の会
 - (5) 胆江地区更生保護協力事業主連絡協議会
 - (6) 奥州市防犯協会
 - (7) 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
 - (8) 水沢公共職業安定所
 - (9) 奥州警察署
 - (10) 奥州保健所

- 6 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。ただし、補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 第2条各号に掲げる事項について調査、企画、資料の作成等を行わせるため、委員会にワー

キンググループを置くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

奥州市再犯防止推進計画策定委員会委員名簿

	機関名	役職	氏名
1	盛岡保護観察所	企画調整課長	松 本 邦 典
2	奥州地区保護司会	事務局次長兼 総務部会長	千 葉 和 子
3	江刺地区更生保護女性の会	会長	菅 野 壽 子
4	胆沢地区更生保護女性の会	会長	千 葉 幸 子
5	胆江地区更生保護協力事業主連絡協議会	会長	高 橋 俊
6	奥州市防犯協会	副会長	小野寺 功 ○
7	社会福祉法人奥州市社会福祉協議会	事務局長	昆 野 宏 彦 ◎
8	水沢公共職業安定所	統括職業指導官	渡 邊 紀 子
9	奥州警察署	生活安全課長	菅 波 進
10	奥州保健所	上席薬剤師	澤 部 典 男

◎ 委員長 ○ 職務代理者

奥州市再犯防止推進計画策定ワーキングチーム会議名簿

	所属	職名	氏名
1	協働まちづくり部地域づくり推進課	主査	菊 池 七 重
2	市民環境部生活環境課	課長補佐	高 橋 博 之
3	商工観光部企業振興課	課長補佐	及 川 琢 也
4	福祉部長寿社会課	課長補佐	岩 淵 明 美
5	福祉部奥州市地域包括支援センター	次長	清 水 修 子
6	健康こども部こども家庭課	課長補佐	柴 田 敏 子
7	健康こども部健康増進課	保健師	佐々木 千 穂
8	都市整備部都市計画課	係長	佐 藤 千佳子
9	教育委員会学校教育課	指導主事	川 村 拓 久
10	福祉部福祉課	課長補佐 課長補佐 課長補佐 係長	工 藤 信 幸 上 村 貴 弘 遠 藤 聖 士 菊 地 拓 哉

用語解説

	用語	解説	初出ページ
え	S D G s	Sustainable Development Goals、(略称: SDGs (エスディージーズ)) は、2015年9月25日に国連総会で採択された、持続可能な開発のための17の国際目標であります。その下に、169の達成基準と232の指標が決められています。 いつまでも安心安全に暮したい、私たちは、みんなそう思っていますが、世界には、環境問題や貧困、差別など、さまざまな問題があります。SDGsは、こういった問題を一つひとつ解決・改善し、世界のすべての人が取り残されず、人間らしく暮らし続けていけることを目指すものであります。	6 ページ
き	矯正施設	法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院のことを指します。この中で、刑務所、少年刑務所、拘置所の3つを刑事施設と言い、旧監獄法上では監獄とされていましたが、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の施行により刑事施設と改称されております。	8 ページ
	協力雇用主	犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し又は雇用しようとする事業主の方々のことです。	12ページ
け	刑法犯	刑法犯は、凶悪犯や粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯のことを言います。これは、殺人や強盗、窃盗など「刑法」等の法律に規定する犯罪を意味し、また刑法犯全体から交通関係業過（交通事故によって人を死傷させた過失犯）を除いたものを「一般刑法犯」、刑法犯以外の犯罪を「特別法犯」と言います。	1 ページ
	刑法犯検挙者	刑法犯及び特別法犯において、警察で検挙した事件の被疑者を言います。	3 ページ
こ	更生保護女性の会	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体を言います。 (江刺地区更生保護女性会、胆沢地区更生保護女性会)	12ページ

こ	更生保護施設	犯罪をした者や非行のある少年の中には、頼ることのできる人がいなかったり、生活環境に恵まれなかったり、あるいは、本人に社会生活上の問題があるなどの理由で、すぐに自立更生ができない人がいます。 更生保護施設は、こうした人たちを一定の期間保護して、その円滑な社会復帰を助け、再犯を防止するという重要な役割を担っています。	7 ページ
さ	再犯者	刑法犯及び特別法犯により検挙された者のうち、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。	1 ページ
	再犯者率	検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを計る指標です。	3 ページ
	再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月法律第104号）	再犯防止対策は、犯罪が繰り返されない、新たな被害者を生まない、誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会を構築するために必要なものです。	1 ページ
し	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。	12ページ
	就労支援相談員	利用者の個別支援計画に基づき、関係機関と連携しながら就職活動の相談や助言、職場実習、就職先の開拓などの支援を行います。また、準備や訓練を通して、利用者の障害の特性や、職業生活を送るうえで配慮すべき点などを把握するのも就労支援員が担う業務の一つです。	9 ページ
	住宅確保要配慮者	低所得者、被災者、高齢者、障害のある者等、住宅の確保に特に配慮を要する者です。	10ページ
せ	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者	9 ページ

		に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度です。	
ち	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。	1 ページ
	地域包括ケアシステム	身近な地域で、市民一人ひとりが多様性をお互いに認め合い、地域社会を構成する一員である自覚を持って、まずは自らができることをできる範囲で実践するとともに、身近な地域の生活課題を自分自身のこととしてとらえ、思いやりを持って、相互に話し合い、助け合う、支え合いの仕組みづくりを言います。	1 ページ
ほ	保護観察	犯罪をした者又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うものです。	7 ページ
	保護観察所	犯罪をした者又は非行のある少年に対し、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うことを目的とする法務省管轄の機関です。	8 ページ
	保護司	犯罪や非行をした者の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。	8 ページ
み	民生委員	民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。	12 ページ